

令和7年6月市議会定例会

病院事業局

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 令和7年6月病院事業会計補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | LDR室整備事業について | 2 頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|----------------------------------|-----|
| 3 | 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | 4 頁 |
|---|----------------------------------|-----|

1 令和7年6月病院事業会計補正予算（案）総括表

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
病院事業収益	15,193,675		15,193,675
1 医業収益	13,761,604		13,761,604
2 医業外収益	1,432,061		1,432,061
3 特別利益	10		10
病院事業費用	15,468,512	5,515	15,474,027
1 医業費用	15,137,340		15,137,340
2 医業外費用	330,872	5,515	336,387
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	28,917		28,917
(2)消費税及び地方消費税	24,635	▲212	24,423
(3)雑損失	277,320	5,727	283,047
3 予備費	300		300
差 引	▲ 274,837	▲ 5,515	▲ 280,352

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
資本的収入	1,440,696	63,000	1,503,696
1 企業債	1,201,400	63,000	1,264,400
2 出資金	160,893		160,893
3 補助金	78,393		78,393
4 寄附金	10		10
資本的支出	2,094,406	63,000	2,157,406
1 建設改良費	1,298,220	63,000	1,361,220
(1)施設工事費	128,590	63,000	191,590
(2)資産購入費	1,169,630		1,169,630
2 企業債償還金	796,186		796,186
差 引	▲ 653,710	0	▲ 653,710

(3) 継続費

(単位：千円)

事業名	総額	年度	限度額
市民病院施設整備事業費	94,600	令和7年度	63,000
		令和8年度	31,600

(4) 債務負担行為追加

(単位：千円)

事 項	期間	限度額
市民病院医療機器整備業務費	令和8年度	42,000

【市民病院施設整備事業費】

2 LDR 室整備事業について

[契約出納課]

(1) 補正額 68,515千円

ア 資本的支出 施設工事費（委託料） 63,000千円

財源内訳	企業債	63,000千円
------	-----	----------

イ 収益的支出 補正に伴う消費税及び地方消費税並びに雑損失の補正
5,515千円

(2) 事業目的

妊産婦の身体的及び精神的な負担軽減や子どもを産みやすい環境づくり、さらに安全かつ円滑な分娩に繋げることで、周産期医療の充実を図るもの。

(3) 事業内容

陣痛室（Labor room）、分娩室（Delivery room）、回復室（Recovery room）の頭文字を取り、各部屋が一体となった LDR 室を整備するもの。

LDR 室では出産から回復期まで、個室で家族とともに過ごすことが可能であり、周囲を気にすることなくリラックスした家庭的な雰囲気の中で出産に臨むことができる。

ア 自己負担額

1日につき13,000円

イ スケジュール

令和7年 8月	契約事務（施設整備事業費）
令和7年11月	契約事務（医療機器整備業務費）
令和8年 7月	供用開始

(4) 継続費

事業名	総額	年度	年割額
市民病院施設 整備事業費	94,600千円	令和7年度	63,000千円
		令和8年度	31,600千円

(5) 債務負担行為

事項	期間	限度額
市民病院医療機器整備業務費	令和8年度	42,000千円

財源内訳	企業債	42,000千円
------	-----	----------

3 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

[医事課]

(1) 改正の趣旨

市民病院において、令和7年10月1日から再診患者を対象にオンライン診療を開始するため必要となるシステム利用料等を情報通信機器利用料として新設するもの。なお、腎臓内科から利用開始の予定である。

(2) 改正の内容

オンライン診療の開始に伴う情報通信機器利用料の新設

オンライン診療における情報通信機器利用料 1回 500円

(3) 施行日

令和7年10月1日